

公表第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市議会議長、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市農業委員会会長及び久留米市固定資産評価審査委員会委員長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年12月1日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	原学
久留米市監査委員	森崎巨樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：総務部

類：類：	分類3	指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>本市においては、事務等に使用する物品のうち、原則として3万円以上の物を備品として、物品管理事務を総括する契約監理担当部長を筆頭に各部の物品管理者等によって、備品の適正な管理を行うこととしている。</p> <p>しかしながら、近年、定期監査等において、備品台帳に登載されているが所在が不明なもの、他課に移管しているが管理換えが行われていないもの、破損により使用不能となっているにもかかわらず、不用品処分が行われていないものなどの事例を指摘しているところである。</p> <p>また、事例の内容においては、委託業務において使用する備品や指定管理者による管理を行っている施設で使用する備品などについて、所管する課等の管理意識が特に希薄になっている傾向が見られる。</p> <p>本市の重要な財産である備品について、現金や基金、土地・建物の公有財産などと同様に、適正な管理が求められることは言うまでもない。</p> <p>備品管理を内部統制の課題として捉え、各部の物品管理者（次長等）や物品出納員（課長等）である管理職の管理意識を高める取組とともに、各部における備品の適正管理に向けた仕組みづくりについて検討されることを強く望む。</p>	<p>ご指摘を受け、備品の適正管理に向けた取組みを行いました。具体的な取組内容は以下のとおりです。</p> <p>①備品調査 平成30年度に「平成最後の大掃除」に際して備品の全庁調査を実施し、備品台帳と備品現物の突合を行いました。</p> <p>②意識啓発 平成31年度から、管理職の意識を高め実態に即した備品管理を行うため、物品管理者を各部次長から各課長に変更しました。</p> <p>③新備品管理システムの導入 平成31年度からの新財務会計システム導入に伴い、各課で備品管理システムの運用が可能になり、各課で備品台帳管理ができるようになりました。</p> <p>備品管理マニュアルも上記に合わせて改訂し、業務委託や指定管理者による市備品の取得の場合も登録を要することを追記しました。</p> <p>④注意喚起 納品後一定期間経過後も台帳に未登録の備品がある場合、該当課及び部総務に登録を促すメールの配信を行うなど、異動の届出漏れがないか等の注意を促すことに取り組んでいます。</p> <p>備品は公有財産であることを強く認識し、内部統制の課題として捉え、上記取組みによる効果を見極めつつ、今後も継続的に必要な取組みを行ってまいります。</p>